

感染拡大防止

徹底要請

営業時間の短縮等

- 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の「接待を伴う飲食店」及び「酒類の提供を行う飲食店等」は、下記の期間の営業を午前5時から午後9時までとしてください。
※実施期間：令和3年1月12日(火)～2月7日(日)
- 営業時には、業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策宣言ポスターの掲示、新型コロナ追跡システムの導入をお願いします。

外出自粛等

- 不要不急の外出を控えてください。
特に首都圏(1都3県)など感染拡大地域への往来は控えてください。
- 感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設(接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケなど)の利用を控えてください。

健康管理の徹底

- 毎日の検温、マスクの着用など健康管理を徹底してください。
- 発熱、息苦しさ、味覚の異常など症状のある場合には、出勤、通学等を控えるとともに、すぐにかかりつけ医などに電話相談してください。

テレワーク等の推進

- 仕事であっても、人との接触を減らすよう、在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議などを一層推進してください。

皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。医療・福祉従事者はじめ、県民の健康や暮らしを支えている方々などには、心より感謝申し上げます。ともにこの難局を乗り越えましょう。

令和3年1月8日

兵庫県知事

井戸敏三

※知事メッセージの多言語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・やさしい日本語)への翻訳については、県HPに随時掲載しておりますので、外国人の従業員等への周知にご活用ください。

https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr13/ie12_000000007.html